

どもたちのスペースと住民のスペースを分けて、適切に案内できるように学校長から市長に申し入れるという事例があります。そのほか、細かな文言の整理をお願いします。また、8ページ目の災対福祉保健部からリエゾンに「要配慮者利用施設の避難行動について対応を協議」とありますが、どのような内容ですか。

部 長 再度確認します。

市 長 各部で確認し、部間調整を行い、次回以降の庁議で継続審議とします。

次に、報告事項1「国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画の変更について」を説明してください。

部 長 令和3年7月27日の庁議において、まちづくりニュース等について報告しましたが、この度素案が取りまとまりました。まちづくりニュースで報告した内容のうち、変更となる部分を中心に説明します。

区域の整備・開発及び保全の方針のうち、土地利用の方針についてです。2ページ目の東京慈恵会医科大学附属第三病院の敷地部分の地区区分を「医療福祉・文教地区」としています。この地区における土地利用の方針を追加します。3ページ目、地区施設の整備の方針については、「医療施設等の再生にあたっては、バス交通等の交通結節機能の維持・充実を図る」ことや「歩道や通路の歩行空間、公園・広場等の歩行者動線はバリアフリー及びユニバーサルデザインに配慮し、地域の医療福祉の拠点として誰もが安全で快適に歩ける空間整備を推進する」ことを追加します。建築物等の整備の方針は、4ページ目の建築物等の用途の制限等の追加を行います。5ページ目の地区施設の配置及び規模については、公共空地として「狛1号」、広場状空地として、「狛1号」及び「狛2号」をそれぞれ位置付けます。また、歩道上空地として、狛江通り及び慈恵東通りに沿って、「狛1号」から「狛3号」までを位置付けます。7ページ目、建築物等の用途の制限について説明します。医療機能、教育機能、福祉機能等の維持・充実のため、病院・診療所及び医療福祉施設等その他資料に記載のある用途以外の建築物を制限します。8ページ目の建築物の敷地面積の最低限度は、各種の医療機能や学校機能等が一体となって医療福祉の拠点的功能が維持されるよう5,000㎡とします。9ページ目の壁面の位置の制限及び工作物の設置制限は、歩行空間や連続した緑地の確保、周辺への圧迫感の軽減により、安全で快適なうるおいのある魅力的な都市空間を形成するため、一体的に定めます。10ページ目の周辺の住環境に配慮したゆとりある空間を確保するため、建築物等の高さの最高限度を定めます。図中の区域Aの部分は37.5m、区域Bの部分は15.0m、区域Cの部分は5.0mを高さの最高限度とします。11ページ目の壁面の位置の制限として定めたもののうち、1号壁面については、道路境界線（都市計画道路が未整

備の場合は、都市計画道路境界線) から 2.5m 以上後退し、後退した区域は、歩道状空地、緑地を基本として工作物の設置はできません。12 ページ目の 4 号壁面については、道路境界線 (都市計画道路が未整備の場合は、都市計画道路境界線) から 7.5m 以上後退することとし、地盤面からの高さが 15m を超える建築物の部分は、道路境界線 (都市計画道路が未整備の場合は、都市計画道路境界線) から 14.0m 以上後退します。後退した区域に工作物の設置は出来ません。13 ページ目の 5 号壁面については、隣地境界線から 4.0m 以上後退することとし、地盤面からの高さが 5.0m を超える建築物又は建築物の一部は、隣地境界線から 6.0m 以上後退することとします。建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限と垣又は柵の構造の制限を定めます。今回の地区計画の変更は、平成 26 年に決定した「国領町 8 丁目周辺地区地区計画」と「和泉本町四丁目周辺地区地区計画」を廃止し、両地区を統合した「国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画」を策定するものです。令和 4 年 1 月には、都市計画法第 16 条に基づく原案の公告、縦覧及び意見書の提出期間を設け、併せて地区計画の原案説明会を開催します。令和 4 年 4 月頃には都市計画法第 17 条に基づく案の公告及び縦覧を行い、7 月頃都市計画審議会を開催し、都市計画決定告示を行う予定です。

副市長
部長
市長
部長

1 号壁面のオーケー株式会社から何か意見はありましたか。
オーケー株式会社の説明し、特に意見はありませんでした。
その他ありますか。

令和 3 年狛江市議会第 4 回定例会及び他自治体議員行政視察の受入れについてです。第 4 回定例会は、前定例会と同様、換気やマスク、手指消毒等新型コロナウイルス感染症感染防止対応を行いながら実施します。今回も登壇は行わず自席での発言とします。座席は、議員は距離を開けた座席とし、理事者側は通常通りとします。一般質問の時間ですが、議員 1 人の持ち時間は答弁を含めて 80 分以内に戻します。

次に、他自治体議員行政視察の受入れについてです。令和 2 年 4 月より全国市議会議長会の取組として、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、他都市への行政視察について自粛の要請があり、基本的に他自治体議員の行政視察の受入れを制限していました。この度全国市議会議長会より、自粛の要請を解除する旨の文書が 10 月 28 日付で発出されたことを受け、11 月 18 日の会派代表者会議にて狛江市でも自粛の要請を解除し、他自治体の行政視察及び受入れを正式に再開することとしましたので、行政視察の申込みの際、各部において、受入れの協力をお願いします。

市長
部長

他にありますか。
知的・発達障がい者のための主権者教育の手引きの第 16 回マニフェスト

大賞優秀賞の受賞についてです。「知的・発達障がい者のための主権者教育の手引き」が、「第16回マニフェスト大賞」において、優秀賞を受賞いたしましたので報告します。本冊子は、平成31年度狛江市総合的な主権者教育策定委員会の有志のメンバーで作成されたもので、各地区の教育委員会、都道府県の特別支援学校に配布されたものです。また、審査員講評では「当事者が自己選択・自己決定できるよう教育面から支援しようとするアプローチが優れており、多様な関係者が集まり協力することで、発達段階に応じた切れ目のない取組が体系化されているとともに、実用性の高い手引きになっており、また事例研究を通じて支援ツールの開発につながっている点も注目に値する。これだけ当事者起点の総合的な取組みがボトムアップで立ち上がっていることに驚きを禁じ得ない。」という非常に高い評価をいただきました。なお、審査結果については、優秀賞35件が発表されるとともに、マニフェスト大賞ホームページ上でも公開されます。

市 長 他にありますか。

副市長 政策調整会議についてです。事前の宿題という形で、一般質問対応の振り返り等がありました。今後各議会が行われる際に、各部長の方でこの進捗管理、この手法を用いてフォローアップするようにしてください。そのほか、例えば狛江が増えている減っている等バックデータの比較検証の部分について説明を求めましたが、それは事業の進捗を各管理職が行っているか把握するために聞いています。真に受けて部下に資料を作らせないでください。あくまでもバックデータを元に事業検証したのか確かめるために聞いたものです。政策調整会議の中で、課題となったものについては、速やかに着手して令和4年度予算案の中に反映できるような整理を至急お願いします。

市 長 他になければ、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、11月30日午前9時00分から開催します。